（内閣府設置法第四条第一項第十三号に規定する北方地域の範囲を定める政令の一部改正）

第二十一条　内閣府設置法第四条第一項第十三号に規定する北方地域の範囲を定める政令（昭和三十四年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

内閣府設置法第四条第一項第二十四号に規定する北方地域の範囲を定める政令

本則中「第四条第一項第十三号」を「第四条第一項第二十四号」に改める。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第十号中「第四条第六十九号及び第七十号」を「第四条第一項第六十三号及び第六十四号」に改める。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部改正）

第二十三条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「第四条第八十六号」を「第四条第一項第八十六号」に、「同条第十九号」を「同項第十九号」に改め、同条第四項の表国土交通大臣の権限の項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第八十六号」を「同項第八十六号」に、「同条第十九号」を「同項第十九号」に改める。

（公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正）

第二十四条　公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改める。

別表第二内閣府の項及び財務省の項中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令の一部改正）

第二十五条　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項の表内閣総理大臣の所管に属する事業の項及び財務大臣の所管に属する事業の項中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改め、同表国土交通大臣の所管に属する事業の項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第八十六号」を「同項第八十六号」に、「同条第十九号」を「同項第十九号」に改める。

（国土交通省設置法第四条第二十八号の資産等を定める政令の一部改正）

第二十六条　国土交通省設置法第四条第二十八号の資産等を定める政令（平成十二年政令第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国土交通省設置法第四条第一項第二十八号の資産等を定める政令

第一条（見出しを含む。）中「第四条第二十八号」を「第四条第一項第二十八号」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第四条第百十三号」を「第四条第一項第百十三号」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第四号ハ中「第四条第十八号」を「第四条第一項第十二号」に改める。

（情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令及び官民競争入札等監理委員会令の一部改正）

第二十八条　次に掲げる政令の規定中「内閣府令」を「総務省令」に改める。

一　情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令（平成十五年政令第五百五十号）第五条第三項

二　官民競争入札等監理委員会令（平成十八年政令第二百二十九号）第六条

（犯罪被害者等施策推進会議令の一部改正）

第二十九条　犯罪被害者等施策推進会議令（平成十七年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「内閣府本府に置かれる政策統括官が」を「警察庁長官官房給与厚生課において」に改める。

（食育推進会議令の一部改正）

第三十条　食育推進会議令（平成十七年政令第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「内閣総理大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第二条中「内閣府本府に置かれる政策統括官が」を「農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課において」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令の一部改正）

第三十一条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第十一条第四項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

（自殺総合対策会議令の一部改正）

第三十二条　自殺総合対策会議令（平成十八年政令第三百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「内閣府本府に置かれる政策統括官が」を「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において」に改める。

（統計委員会令の一部改正）

第三十三条　統計委員会令（平成十九年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、内閣府大臣官房企画調整課において」を削り、「の協力を得て」を「において」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該処理する事項が国民経済計算の作成基準に関して内閣総理大臣が委員会の意見を聴くことに係るものであるときは、内閣府大臣官房企画調整課の協力を得て処理するものとする。

（統計法施行令の一部改正）

第三十四条　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第五条第二項及び第三項」を「第五条第四項及び第五項」に改め、同条第二号中「第四条第四十九号」を「第四条第一項第四十九号」に改め、同条第四号中「第四条」を「第四条第一項」に、「同条第二十五号」を「同項第二十五号」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三十五条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「前条第一項第三号」を「前条第一項第一号、第三号」に改める。

第十九条第一号中「第十六条第一項第三号」を「第十六条第一項第一号、第三号」に改める。

別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）の項中「内閣府設置法第十七条第一項に規定する局　監理委員会に置かれる事務局」を「内閣府設置法第十七条第一項に規定する局」に、「国会等移転審議会　情報公開・個人情報保護審査会に置かれる事務局」を「迎賓館　地方創生推進事務局　財産戦略推進事務局　開発戦略推進事務局」に改め、同表総務省の項中「行政不服審査会に置かれる事務局」を「情報公開・個人情報保護審査会　官民競争入札等監理委員会に置かれる事務局」に改める。